

郡山市立小・中学校 学校評議員設置要綱

平成13年6月1日制定
【学校教育部学校管理課】

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市立小・中学校管理規則（昭和54年郡山市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第31条の2第6項の規定に基づき、郡山市立小・中（以下「学校」という。）における学校評議員（以下「評議委員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 評議員は、地域に開かれた学校づくりをより一層推進していくため、次に掲げる事項について、校長の求めに応じて意見を述べるものとする。

- (1) 学校運営方針、指導方針及び学校の教育活動に関する事項
- (2) 学校、家庭及び地域の連携に関する事項
- (3) その他校長が必要と認めた事項

(推薦及び委嘱)

第3条 評議委員の数は、学校の規模や地域の実態に応じ、校長が決定する。

(推薦及び委嘱)

第4条 校長は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有数する者のうちから人選し、推薦書を郡山市教育委員会（「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、校長から推薦のあった者に評議員を委嘱することが適当と認めるときは、委嘱状を交付する。

(解雇)

第5条 校長は、心身の故障等のため職務を遂行できないと評議員より申し出あった場合又は、評議員としてふさわしくないと認められる事情が生じた場合には、教育委員会に当該評議員の解雇を申し出ることができる。

2 教育委員会は前項の申し出があった場合又は、評議員として不適切な行為等があると認められる場合には、委嘱を解くことができる。

(秘密の保持)

第6条 評議員は、その職務を遂行するうえで知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(意見の聴取)

第7条 校長は、評議員から個別に意見を聴取するほか、必要に応じて評議員が一堂に会して意見交換を行う機会を設ける等効果的な意見の聴取に努めるものとする。

(事故報告)

第8条 校長は、当該年度終了後評議委員の活動状況を、教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。